

武豊火力発電所リプレース計画
環境影響評価準備書についての
環境影響評価に関する公聴会の状況

日 時：平成29年5月13日（土）

午後1時3分から午後1時30分まで

場 所：東大高公民館2階 大会議室

知多郡武豊町大字東大高字知里付1番地

公述人：3名（うち1名が当日欠席のためあらかじめ公述人から提出のあった意見書を職員が朗読）

公述人が述べた意見の要旨

○ 公述人（1人目）

武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書に関する公聴会において、環境の安全の見地からの意見を公述いたします。

私は美浜町漁業協同組合環境対策の理事であります。環境影響評価準備書に示された中部電力の環境に対しては、以下の理由から大きな不安、危惧を感じています。

武豊リプレースと同時に予定されている次期石炭灰最終処分場建設による海域埋め立てや碧南火力発電所からの温排水等による複合的、相乗的な影響が、準備書でも十分に考慮されているとは言えません。

CO₂を大量排出する石炭火力という燃料選択自体、中部電力の経済上の必要性のために環境が犠牲にされるように思われてなりません。温排水は知多湾、三河湾の水深の非常に浅い閉鎖された海域に放出される上、次期石炭灰最終処分場の埋め立てで影響がこれまで以上に及ぶことは現実的に予測されたことでありますが、準備書では海域埋め立てのシミュレーションまではされておりません。準備書ではそういったことも考慮されていないと思います。

なお、海洋は、化石燃料のCO₂の約半分を吸収していると、漁場に対しても大きな被害が出るのではないかと懸念しております。今回の最終処分場も10年間で終わります。そうすると、新たな石炭灰処分場が次々と必要になるはずです。

中部電力からの委託で調査測定を行っているのは、テクノ中部という中電の完全の子会社である。準備書に記載されている測定結果は、愛知県環境センターと美浜町漁業組合が過去3年間、水温、溶存酸素等を調査してきました。それとは大きな異なりを感じます。

なお、テクノ中部に調査方法、数値の説明等を問い合わせると、守秘義務があるからということで答えていただくことができません。今年度初めて、平成28年11月から平成29年9月まで、テクノ中部と同じ定点で一般社団法人全国水産技術者協会が調査を行っております。結果を比べると、大きく期待しております。

閲覧期間後、準備書は開示されることなく、今回公述意見書をまとめるにも、中電はコピーや印刷をかたくなに拒否しております。資料が細かく

分析されると都合が悪いことがあるのでしょうか。なお、この点についても愛知県環境影響評価審査会武豊火力発電所部会でも指摘をされております。

現在の碧南火力の石炭灰処分場を見ると、多く遮水工の破れを確認できます。また、護岸堤防には、内部にポンプで、海面にテトラポットで直径7センチぐらいのホースを外部から見えないようにして海底に流しております。この施設が護岸、堤防全体の40カ所設置してあります。2016年9月27日に中部電力より、石炭火力の処分場の遮水工定期点検では異常なしとの中電は報告をしております。

私ども、去る5月の2日、今計画地周辺海洋の状況を船上から改めて確認しました。そうしたところ、矢作川から三河湾、知多湾に流れ込んだ河川水と湾内の海水との間に潮目が確認できました。これは湾内に流れ込んだ河川水が直ちに海水とまざり合っているわけではないことを意味します。

そうすると、特に引き潮の際は南の方に流れてくる温排水は矢作川からの河川水により西の方向、つまり美浜町の沿岸に押しやられることが推測されます。このような実際の状況に照らして本計画の環境影響を正しく調査、評価するためには、矢作川からの河川水の流入を考慮することが不可欠です。ところが、本準備書におけるシミュレーション計算では、前提の計算式に矢作川からの河川水流入は考慮されていないようです。本準備書の調査、評価は、その根本において現地の実態とずれがあることであり、環境アセスメントのやり直しが必要だと思えます。

[プロジェクターにより写真を映写]

[写真1枚目]

これが美浜町漁業組合の自主検査の現実のところを写真に撮ったものです。後ろの、バックの煙突が中電の煙突です。

[写真2枚目]

これが先ほど公述させていただいた遮水工の亀裂。亀裂というか剥がした跡があり、遮水工たるものがないという。

[写真3枚目]

これも石炭灰最終処分場の中にあるオイルフェンスです。画面で見てもわかるようにほとんど亀裂して、何の意味も果たしてない。

[写真4枚目]

これが公述の中で言った護岸堤の中に取りつけられたポンプ。

[写真5枚目]

これは、私ども組合が依頼して潜水夫に海底を確認してもらったときの写真であります。テトラポットの法尻から3メートルぐらいのところに放水口というようなものが確認されております。

最後になりましたが、今回次期石炭灰最終処分場の建設に当たって、一番最も厳しい管理型の最終処分場、碧南火力はこのような状態で、管理型の最終処分場と果たして言えるようなものではないと自分は目視しました。どうか慎重に検討してください。

どうもありがとうございました。

○ 公述人（2人目）

（公述人欠席のため、あらかじめ公述人から提出のあった意見書を職員が朗読）

武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書

- 1 石炭処分場（埋立地）、新しくできる排水口の水量等によって富貴港内の形状が変化すると思う。それに対して対処はあるのか。また、港が浅くなるという意見がお客様からいただいております事業に対して影響しかねないのでどうしていただけるのか。
- 2 想定外の津波等で埋立地の石炭が流出し港等に影響が出たら事業等に影響しかねないので、そういうときはどうしていただけるのか。

○ 公述人（3人目）

意見を陳述させていただきます。

まず第1に、公表方法が不備です。

知事意見に対して、基本は今までの継続。追加したのは図書貸し出し期間の3日を7日に延長しただけで、印刷できるようにすることは全く改善されず、縦覧期間後は見れなくなります。こういう方法は断じて改めるべきであるというふうに思います。

配慮書段階で、知事から印刷できるようにすることの具体的指示があつて、その点も含んだ方法書への知事意見のはずであり、印刷できるようにすることや縦覧期間後も閲覧できるように真摯に検討すべきである。

既に環境省は「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年）で、環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開することが望ましいと明らかにしている。大阪府では、評価書などは、電子縦覧期間として最後の事後調査報告書の縦覧が終了するまでとしていることも参考にしていきたい。

印刷もコピーもできない理由が、2013年の西名古屋火力では著作権や知的財産であったが、今回の武豊火力では、理由が目的外利用に変わった。その変更理由を明確にすべきである。

そもそも目的外利用とは何を想定しているのか。今までも中電のアセスは幾つかありましたけれども、どういう目的外利用や著作権侵害があつたのか。あつたのなら、それを明らかにすべきであるというふうに思います。

それに対する見解は、目的外使用での利用を防止するためコピーや印刷は不可にした。技術の流出の防止を図っている、全くわけがわかりません。コピーや印刷が目的外の利用につながるおそれがあるなら、縦覧期間中の閲覧時点で目的外の利用が発生するはずであります。また、目的外利用の具体的事例は懸念の例示ではなく、具体的に示さなければならないと思います。

なお、著作権侵害があれば、侵害行為の差止・損害賠償・名誉回復・不当利益の返還の請求ができる。余分な心配はせずに、住民の意見書作成の目的を妨害するような印刷不可という姿勢を直ちに直すべきである。アセスの条例は罰則がないとはいえ、このようなやり方は全く不当であるとい

うふうに思います。

2番目に、複数案逃れは発電所アセスの省令違反であるというふうに思います。

位置の選定や規模、CO₂抑制のための燃料、構造に関する複数案、配置計画の複数案が必要と求めたが、これに対しては全く見解がございません。

3番、温暖化効果ガス倍増の石炭火力発電所は中止すべきであると思います。

配慮書への環境大臣意見、環境大臣がですね、国の二酸化炭素排出削減の目標、計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないと言っております。しかし、それに対して具体的な仕組みやルールづくり等に努めてまいりますと言うだけで、何も具体化できていないことを既に認めている。このような状況で温暖化効果ガス倍増の石炭火力発電所計画は中止すべきであります。石炭火力を断念した関西電力を見習うべきであるというふうに思います。

見解は、環境大臣意見を勘案した経済産業大臣意見及びこれに対する事業者見解を掲載しており問題ないと考えておりますとあるが、見解を示したから問題がないというのは許されるべきではないと思います。

4番、公害防止協定当事者の常滑市長の意見を聞くべきである。

方法書は公害防止協定当事者である常滑市長にも送付し意見を求めるべき。このままでは発電所アセス省令違反となると指摘したが、それへの見解は、現在協定を締結している関係行政機関と別途協議とあるが、時期さえ曖昧な別途協議では、確定した計画を常滑市に押しつけることになる。

また、常滑市については工事関係車両の主要な交通ルートになっていない、対象事業区域から1キロの範囲内から大きく離れていることから関係市町村に選定していませんとありますが、主要な交通ルートのうち、西ルートは主要地方道武豊小鈴谷線が含まれており、地図ではたった200メートルだけ示してあり道路が途切れて、その先の常滑市を意識的に除外しているとしか思えない。1キロの範囲内から大きく離れると言いながら、大気の調査は半径20キロ以内とした、これにも反する見解である。

5番、港湾計画協議中の碧南火力次期石炭灰処分場、各種棧橋が確定するまで一時中断すべきである。

配慮書への意見により、次期石炭灰処分場は公有水面埋立法申請の準備中である旨を方法書で追加したというふうに書いてあります。埋め立て申請の準備中ということなら、碧南火力の次期石炭灰処分場の予測諸元が決まるまで、この武豊火力アセスは中断すべきであるというふうに思います。

それに対する見解は、各関係法令に基づき環境影響評価を行っていますとあるが、衣浦1号地最終処分場計画の概要が公表されていない段階での予測条件を認めるわけにはまいりません。

また、発電所の配置計画の概要に延長350メートルの揚炭栈橋や約100メートルの石炭灰栈橋、100メートルの重油・石こう栈橋、150メートルの次期石炭灰栈橋処分場栈橋が勝手に描かれているが、これらは基本となる衣浦港港湾計画に定められてはいないと疑問を呈した。

それに対しては、今手続中と。手続中のものをこんなところに入れてもっては困るわけで、その手続が完了する、あるいは諸元が少なくとも決まるまではやるべきではない。

6番、メガソーラーたけとよは、復旧も選択の一つと書いてあったのが、いつの間にか構想の一つに後退した。これはなぜなのか。理由を明らかにすべきである

7番、竜宮保育園への環境保全対策をしっかりとすべきである。

事業実施区域の西約20メートルに竜宮保育園、0.8キロに富貴小学校があることがわかっているのだから、環境保全についての特段の配慮することを明記すべきであると指摘した。

それに対して見解は、学校が位置しているから環境保全措置を講ずるとあるが、どのように講ずるのか。工事関係車両の平準化、交通ルートの分散、アイドリングストップの徹底、減速運転の実施。実際に実施されるかどうかわからない非常に曖昧なことです。通園・通学時間に細心の注意を払うよう関係者を指導してまいりますというだけでは全く不十分だというふうに思います。

8番、浚渫土の海上輸送をアセス対象にすべきである。

公共用水域の中央航路を横切る運搬船からのNOx等の排出を評価項目として選定すべきであると指摘した。

それに対して見解は、海上輸送は、輸送ルート近傍に住居が存在せず、

環境影響の程度が極めて小さいと考えられることから評価項目として選定しませんとあるが、運搬船からのNOxの排出量は工事車両とは比較にならないほど多い上、大気の調査範囲は半径20キロ圏以内としたにも反する。

また、年間6,888隻が高潮防波堤の300メートルという狭い中央航路を通り抜けている。この南北航行だけでも錯綜しているところを、東西に横切って浚渫土砂を碧南火力まで運搬するような危険な計画は変更すべきであると指摘した。

それに対して見解は、海上衝突予防法、港則法に基づき航行安全に努めると言うだけで、法を守るから問題ないというならアセスは要らない。関係法令を守るからアセスはしないと云ったら許されるのかということにもつながってくる。

9番、騒音、低周波音の予測条件に面音源の面積と位置を明記すべきである。

中部電力は過去、新名古屋火力発電所の環境影響評価書で騒音の規制基準超過を隠していたということが私たちの指摘で判明し、謝罪し、防音壁の追加対策を行った履歴があり、慎重な審査が必要である。

施設の稼働による主要な騒音発生源、低周波音発生源の諸元で、11の音源のうち9音源が面音源となっているが、面音源は分割し、点音源として予測計算を行ったとあるだけで、面音源の面積がないため、予測計算の妥当性が検討できない。これではアセスにならない。

面音源が10平方メートルと100平方メートルでは点音源の数が10倍となるので、予測結果は10デシベルも異なることになる。予測条件として、面音源の面積と位置を明記し、愛知県や環境省の厳格な審査が可能なようにすべきである。

そのほか、竜宮保育園に十分な騒音対策をすべきである。排水処理施設の発生源として各種ポンプなどの諸元を追加して、竜宮保育園での騒音予測を追加すべきである。

また、主要な発生源の修正をすべきである。

ボイラーは62、蒸気タービンと発電機タービン建屋は61デシベル、主変圧器は76デシベルとあるが、排煙脱硫装置が83、誘因通風機が82、運炭コンベアが80デシベルであり、主要な発生源に追加すべきであるというふう

に思います。

その他幾つかございますが、もう数点だけ、時間の関係で追加させていただきます。

水の汚れに水産用水基準と整合性を検討すべきである。

建設機械の稼働による水の濁りの評価について、濁りの発生量そのものが過小評価の疑いがある上に、水産用水基準に触れていない。

水底土砂の判定基準は環境基準の10倍甘い基準になるということで、底質の評価は水底土砂に係る判定基準を用いるべきではないと思います。

さらに、冷却水取水で動植物プランクトンがどれだけ死滅するかを調査すべきであるし、産業廃棄物について建設リサイクル法の建設リサイクル推進計画「あいち建設リサイクル指針」に満たしていないと思われるので、その再評価が必要だと思います。

時間の関係で公述できなかつた分は原稿を提出したいと思いますので、御参考にしていただければというふうに思います。

以上です。

[事務局へ文書を手渡す]